

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により坂井市森林整備計画をたてたいので、同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該市町村森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、坂井市森林整備計画の案に意見ある者は、縦覧期間が完了する日までに、坂井市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和8年 2月13日

坂井市長 池田 禎孝

- 1 縦覧場所
坂井市役所 産業政策部 林業水産振興課
- 2 縦覧期間
自 令和 8年 2月13日
至 令和 8年 3月14日